

岡山市博物館登録・指定に係る事務取扱要領

令和5年11月15日
岡山市教育委員会

博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「国規則」という。）において、指定都市教育委員会が定めることとされている事項及び登録・指定事務に必要なその他の事項を次のとおり定める。

I 博物館

岡山市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）は、提出を受けた申請書等について、法及び国規則並びに博物館の登録に関する規則（令和5年市教育委員会規則第8号。以下「市規則」という。）及び岡山市博物館登録審査基準（令和5年4月1日施行）のほか、本要領に則って審査を行い、いずれにも該当すると認めるときは登録を行う。なお、審査に当たっては、学識経験者からの意見聴取を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

1 申請要件

- (1) 登録を受けようとする博物館の所在地が岡山市内（ただし、岡山県が設置するものを除く。）であること。
- (2) 当該申請に係る博物館の設置者が次のア又はイに掲げる法人のいずれかに該当すること。
 - ア 地方公共団体又は地方独立行政法人
 - イ 次の要件を全て満たす法人（国及び独立行政法人を除く。）
 - ① 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
 - ② 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
 - ③ 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。
- (3) 当該申請に係る博物館の設置者が、法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 一年を通じて150日以上開館すること。

2 申請書類

- (1) 登録申請書（市規則様式第1号）
- (2) 館則の写し
- (3) 設置法人の適格性を証する書類
 - ア 公立博物館の場合
 - ① 地方公共団体が設置する博物館の場合は、当該博物館の設置条例
 - ② 地方独立行政法人が設置する博物館の場合は、当該法人の登記事項証明書
 - イ 私立博物館の場合
 - ① 法人登記事項証明書

- ② 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等
 - ③ 博物館を設置する法人において、民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類
 - ④ 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類
 - ⑤ 博物館を設置する法人において、自ら反社会勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類
- (4) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究に係る体制に係る書類
- ア 博物館運営の基本的な方針を示す書類及び当該方針の公表方法を示す書類
 - イ 博物館資料の収集及び管理の方針を示す書類
 - ウ 博物館資料の目録（当該博物館が保有している資料を示す書類であれば足り、必ずしも詳細な情報や画像等を付すことを求めるものではない。）
 - エ 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
 - オ 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
- (5) 学芸員その他の職員の配置に係る書類
- ア 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
 - イ 学芸員の氏名、資格、職務内容及び経歴を示す書類
 - ウ その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
 - エ 組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類
 - オ 職員への研修の実施計画又は実績（国や都道府県等が実施する研修に職員を参加させる計画又は実績を含む。）
- (6) 施設及び設備に係る書類
- ア 博物館の事業に用いる建物、土地の図面及び面積を示した書類
 - イ 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態（当該博物館の設置者が自ら所有しているか又は他の主体から借用しているか）を示す書類
 - ウ 博物館の事業に用いる建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類
 - エ 防災、防犯及び耐震の観点から対応している事項を示す書類
 - オ 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類
- (7) その他
- (6) まだに掲げる書類のほか、生涯学習課が審査に必要と認める書類

3 変更の届出

- (1) 博物館の設置者の名称及び住所、博物館の名称及び所在地を変更するときは、市規則様式第3号により、変更の前日までに生涯学習課に届け出るものとする。
- (2) (1) 以外の変更については、4に定める定期報告時に行うものとする。

4 定期報告

- (1) 博物館の登録を受けた者は、市規則第6条に基づき、毎年度、当該年度4月1日現在の状況及び前年度の取組状況等について、9月末までに、生涯学習課に定期報告を行うものとする。
- (2) 定期報告は次の書類を提出するものとする。
 - ア 定期報告（市規則様式4号）
 - イ 博物館資料の目録（登録申請時又は前年度の定期報告時から変更がある箇所のみ）
 - ウ 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の実績を示す書類
 - エ 博物館の事業に関する収支報告を示す書類
 - オ 館長、学芸員、その他の職員の氏名及び職務内容を示す書類
 - カ 入館者数及び開館日数の実績を示す書類
 - キ 3（2）に規定する変更内容を示す書類

5 廃止の届出

- (1) 博物館を廃止したときは、市規則様式第5号により、廃止した日から20日以内に生涯学習課に届け出るものとする。

II 指定施設

生涯学習課は、提出を受けた申請書等について、法及び国規則並びに市規則及び岡山市博物館に相当する施設指定審査基準（令和5年4月1日施行）のほか、本要領に則って審査を行い、いずれにも該当すると認めるときは指定を行う。なお、審査に当たっては、学識経験者からの意見聴取を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

1 申請要件

- (1) 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、指定を受けようとする施設の所在地が岡山市内（ただし、岡山県が設置するものを除く。）であること。
- (2) 当該指定施設の設置者が、その設置する博物館について法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でなく、かつ、その設置する指定施設について法第31条第2項の規定により取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
- (4) 一年を通じて100日以上開館すること。

2 申請書類

- (1) 指定申請書（国規則別記第9号様式）
- (2) 当該施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日数、運営組織その他必要な事項を定めたもの
- (3) 設置者の適格性を証する書類
 - ア 公立の指定施設の場合
 - ① 地方公共団体が設置する指定施設の場合は、当該指定施設の設置条例
 - ② 地方独立行政法人が設置する指定施設の場合は、当該法人の登記事項証明書
 - イ 私立の指定施設の場合

- ① 法人登記事項証明書（法人の場合のみ）
 - ② 指定施設の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等
 - ③ 指定施設を設置する者が個人の場合は民事再生法による個人再生手続又は自己破産手続を受けていないことを宣誓する書類，法人の場合は民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類
 - ④ 指定施設の運営を担当する役員の経歴を示す書類
 - ⑤ 指定施設を設置する者が，自ら反社会勢力に該当せず，及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類
- (4) 資料の収集，保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに資料に関する調査研究に係る体制に係る書類
- ア 指定施設運営の基本的な方針を示す書類及び当該方針の公表方法を示す書類
 - イ 資料の収集及び管理の方針を示す書類
 - ウ 資料の目録（当該指定施設が保有している資料を示す書類であれば足り，必ずしも詳細な情報や画像等を付すことを求めるものではない。）
 - エ 展示，学習機会の提供，調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
 - オ 指定施設の事業に関する収支計画を示す書類
- (5) 職員の配置に係る書類
- ア 館長の氏名，職務内容及び経歴を示す書類
 - イ 学芸員又は学芸員に相当する職員の氏名，資格，職務内容及び経歴を示す書類
 - ウ その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
 - エ 組織図等の指定施設運営を行う組織の態様を示す書類
 - オ 職員への研修の実施計画又は実績（国や都道府県等が実施する研修に職員を参加させる計画又は実績を含む。）
- (6) 施設及び設備に係る書類
- ア 指定施設の事業に用いる建物及び土地の図面及び面積を示した書類
 - イ 指定施設の事業に用いる建物及び土地の保有形態（当該指定施設の設置者が自ら所有しているか又は他の主体から借用しているか）を示す書類
 - ウ 指定施設の事業に用いる建物及び土地を借用している場合は，契約書等の当該借用の条件等を証明する書類
 - エ 防災，防犯及び耐震の観点から対応している事項を示す書類
 - オ 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類
- (7) その他
- (6) ままでに掲げる書類のほか，生涯学習課が審査に必要と認める書類

3 変更の届出等

- (1) 指定施設の設置者の名称及び住所，指定施設の名称及び所在地を変更するときは，市規則第5条を準用し，変更の前日までに届け出るものとする。
- (2) (1) 以外の変更により，指定の基準を満たさなくなった場合は，速やかに生涯学習課

に届け出ること。

(3) 上記のほか、生涯学習課は規則第26条に基づく報告を求め、必要に応じて実地調査を行うことがある。

4 廃止の届出

(1) 指定施設を廃止したときは、市規則第8条を準用し、廃止した日から20日以内に生涯学習課に届け出るものとする。